

三芳町循環ワゴンの運賃設定について

1 運賃設定の考え方

運賃の設定について、国の「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」では、「他の旅客自動車運送事業者との間に不当競争を引き起こすおそれがないこと、財政負担を踏まえつつ、安全運行に必要な費用を確保できること及び持続的な運行が可能であることにつき、十分に検討する必要がある」として示されています。そこで、町内で事業を行っている旅客自動車運送事業の運賃やサービス水準に対応した運賃を考慮する中で、運賃の種類・額及び適用方法について検討するものとします。

2 運賃の種類・額

| | | |
|------------|------|------------|
| 普通旅客運賃 | 1回乗車 | 回数券（11枚綴り） |
| おとな（中学生以上） | 250円 | 2,500円 |
| こども | 120円 | 1,200円 |

※運賃の割引

障がい者(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳の交付を受けている方)については120円とする。

3 適用方法

- (1) 三芳町循環ワゴンにおける普通旅客運賃は1回乗車する場合に適用します。
- (2) 旅客（小学校就学前の乳幼児を除く。）が同伴する1歳以上小学生未満の幼児については、旅客1人につき2人までが無料となります。また1歳未満の乳児につきましては、無料となります。
- (3) 障がい者の旅客運賃の割引は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳、スマートフォン向け障害者手帳アプリ「ミライロ ID」を提示された場合に適用します。

※手帳の等級表・旅客運賃減額欄に、「一級・第一種」の記載がある場合（東京都・埼玉県発行）、または、手帳の等級表・旅客運賃減額欄に、「一級・第二種・要介護」の記載がある場合（埼玉県発行）は、介護人1人までが適用となります。